

# 令和6年度香川県ニホンザル生息状況モニタリング調査業務仕様書

## 1 業務名

令和6年度香川県ニホンザル生息状況モニタリング調査業務

## 2 目的

本業務は、令和2年度香川県ニホンザル生息状況モニタリング調査業務において行った県内に生息するニホンザルの個体群（東讃・中西讃・小豆）の生息状況等の追跡調査を行うもので、その結果から生息するニホンザルの群れごとの性年齢別個体数等からわかる群れの状態及び行動圏を明らかにし、地域個体群の保護と管理のための資料にするものである。

## 3 調査対象地域

香川県全域とする。但し「重点調査地区」は次のとおりとする。

- ①東讃（さぬき市） ②東讃（三木町） ③中西讃（まんのう町）

## 4 委託の内容

受託者（以下「乙」という。）は、個体群ごとに、次の調査を実施する。

### (1) 重点調査地区における生息状況調査

#### ① 行動圏調査

##### [GPS発信機の装着]

- ・加害レベル4以上の9群（以下「加害9群」という）かつ優先度が高いニホンザルの群れである TS17（主にさぬき市長尾東）、CS1（まんのう町川東）、CS5（まんのう町塩入）の3群（以下「優先3群」という）の行動圏を把握することを目的とし、原則として、その優先3群の1群れ当たりオトナメス1頭を目安として合計3頭にGPS発信機（以下「GPS」）を装着する。
- ・GPSを装着する個体は、受託者が捕獲した個体3頭とする。
- ・GPSを装着したときは、装着した個体の性別、年齢、発信機の周波数、捕獲地点等を担当者に報告するものとする。
- ・GPS装着は、その捕獲のための群れの存在調査及び捕獲場所の確保等の時間を考慮して早期にとりかかるなど余裕をもって行うこと。
- ・オトナメス個体へのGPS装着が困難である場合は、オスメス関係なくオトナの体格に近いワカモノ以上の群れの個体に電波発信機を装着して目的の群れを追跡することにより当該群れのオトナメスにGPS発信機を装着することとする。装着の電波発信機は、後の群れ追跡に利用できる可能性があるので外さない。

##### [GPSのデータ回収等]

- ・装着GPSのデータ回収（以下「データ回収」という。）は、優先3群及び令和5年度にGPSを装着した TS22 群及び TS29 群について行う。
- ・優先3群のデータ回収は、11月上旬頃までに20日間以上の記録データを確保

できるよう考慮し、1回以上行うこと。

- ・TS22 群は、今年度に捕獲を予定しているため7月上旬頃までに早急にGPSのデータを1回以上回収し、速やかに群れの行動圏及びヒートマップなど比較的頻繁にニホンザルが利用する場所がわかる調査結果を委託者（以下「甲」という。）に提出すること。なお、この調査結果を委託業務報告書にも掲載すること。
- ・TS29 群のデータ回収は、7月下旬頃までに1回以上行うこと。
- ・詳細は、甲が指定する担当者（以下「担当者」という。）と協議のうえ決定する。

## ② 個体数調査(GPS装着3群)

- ・優先3群のGPS装着群の調査を優先する。詳細は、甲が指定する担当者と協議のうえ決定する。
- ・群れの追跡調査による直接観察を行い雌雄及び性年齢別の個体数を全数把握する。性年齢別は、オトナ・ワカモノ・コドモ・アカンボウの別とし、更にそのオトナ・ワカモノ・コドモについては、年齢別にカウントする。
- ・群れ当たり1回以上のカウント調査を実施する。

## ③ 個体数調査結果及びGPSデータによる群れの個体数と行動圏の分析等（優先3群）

- ・加害9群の内、優先3群のGPS装着群を優先する。詳細は、甲が指定する担当者と協議のうえ決定する。
- ・個体数調査及びGPSデータにより、次の事項を分析、推定し、図表等にとりまとめる。
  - (ア) 装着GPS群における群れの雌雄及び性年齢別等を含む個体数(3群)
  - (イ) 装着GPS群における群れの行動圏(3群)
  - (ウ) その他必要な事項

## ④ 捕獲候補地（案）の検討（優先3群）

優先3群のGPSより得られたニホンザルの移動記録（GPSデータ）を基に比較的頻繁にニホンザルが利用する移動ルートを考慮した捕獲候補地（案）を作成する。

## (2) 重点調査地区以外における生息状況調査

- ・必要に応じて実施する。実施方法については、重点調査地区における生息状況調査に準じて行う。

## (3) 打合せ協議

- ・打合せ協議は着手時、中間報告時、成果物納入時の対面3回を標準とする。

## 5 業務管理責任者

乙は、業務実施にあたっては業務管理責任者を定め、書面により、甲に提出すること。

## 6 業務計画書

乙は、委託契約締結後、直ちに業務概要及び業務工程表等を提出する。担当職員の確認を受けた後、業務着手前に業務計画書を甲に提出しなければならない。

なお、業務計画書には次の事項について記載すること。

- (ア) 調査内容（目的・概要）
- (イ) 調査の順序及び方法
- (ウ) 調査の実施工程表
- (エ) 現場作業の責任者名
- (オ) その他必要な事項

## 7 成果品の提出

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書（紙面及びCD-ROM各2部）
- (2) 現地調査写真一式（紙面及びCD-ROM各2部）
- (3) その他、本業務で生じた資料のうち甲の指示する資料一式（例えば、調査野帳を整理して調査結果をまとめる前段階の電子データ等資料）

## 8 権利の帰属

本業務の成果にかかる一切の権利は甲に帰属するものとするものとし、甲の許可なく他者に公開してはならない。

## 9 調査用機材等

本業務の遂行にあたり、乙は、原則として本業務に必要な調査用機材、施設等の環境について、乙の負担において準備しなければならない。

## 10 土地の立ち入り及び使用等

乙は、業務の実施にあたり、公有又は私有の土地に立ち入り、立木の伐採、土地又は工作物を使用する必要がある場合には、甲の指定する担当者の指示のもと、その所有者、占有者の承諾を得て行うこと。

## 11 安全管理等の遵守事項

乙は、安全管理に努め、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないよう十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。

また、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故または第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生状況、原因、経過及び事故による被害内容等を甲に報告するものとする。

なお、乙は、県民等から業務の実施に際し苦情を受けた場合には速やかに甲に報告

するものとする。

## 12 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、契約書によるほか甲と乙による綿密な協議の上、誠実に本業務を遂行するものとする。